

第18期 第2回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和5年10月26日(木) 午後3時49分～午後5時22分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

班 長: 宇地原 健 主任主事: 長嶺 文斗

7. 議事録署名委員

4番 比嘉 強 委員 ・ 5番 金城 朝之 委員

8. 付議すべき案件

報告第 1 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 2 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 3 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 4 号 農地法許可の取消し願いについて

報告第 5 号 現況証明願について

報告第 6 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第	1	号	農業委員会事務局長の専決事項について
議案第	2	号	買受適格証明に係る許可申請等の許可等について
議案第	3	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	4	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	5	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	6	号	一時転用承認願申請について
議案第	7	号	非農地証明願について
協議第	1	号	用途変更に関する協議願いについて

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。 (午後 3 時 49 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 8 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 4 番委員の比嘉強委員と第 5 番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。 これより議事日程に入りますが、事務局のほうから議案審議のほうから先にお願いしたいという申出がありますので、議案審議のほうから進めていきたいと思えます。それでは議案第 1 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農業委員会事務局長の専決事項について」説明をします。 お手元の議案書の 13 ページをお開きください。 議案第 1 号「農業委員会事務局長の専決事項について」、農業委員会における事務処理の効率化及び迅速化を図るため、次ページの事項について農業委員会事務局長に専決の権限を付与していただきたく、提案するものでございます。内容については 2 つございます。14 ページをお開きください。1 つ目は、現況証明の可否の決定についてでございます。方針といたしまして、「現況証明の可否の決定について、農業委員会事務局長に専決させる。また、現場調査について、必要に応じて省略できるものとする。」ということになっております。理由については記載のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いします。要約しますと、「現況証明は、登記簿の地目、「畑」から他の地目に変更登記する際に登記所に提出する際に必要な書類となります。現況証明の願出は不定期に出されることが多く、また、緊急を要することが多いため、事務処理の効率化・迅速化を図るため、証明の可否の決定を農業委員会事務局長に専決の権限を付与させたい。」というものでございます。 専決事項の 2 つ目は、市街化区域内農地の転用届けの受理・不受理の決定（た

だし、特に慎重に審査する必要がある場合を除きます。)

方針といたしまして、「市街化区域内農地の転用届けの受理または不受理の決定を農業委員会事務局長に専決をさせていただきたいと考えております。ただし、農地等の利用関係に紛争がある等により特に慎重に審査をする必要がある場合は、これを除くものとします。

理由については記載のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いします。要約しますと、「市街化区域内農地の転用につきましては、不定期に出されることが多く、また、緊急を要することが多いため、事務処理の効率化及び迅速化を図るため、別紙の事務処理基準に基づき、受理または不受理の決定を農業委員会事務局長に専決の権限を付与させていただきたい。」というものでございます。

この市街化区域内農地の転用届けの受理・不受理の規程、別紙については 15 ページのほうに記載しております。

市街化区域内農地の転用届出に係る受理または不受理の事務処理規程（案）でありますが、第 1 条、農業委員会事務局長は、届出書等の提出があったときは、直ちに届出者に対し、届出は農業委員会で適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないように指導をします。

次に届出の受理・不受理でありますが、第 2 条、農業委員会事務局長は、届出書の提出があった場合には速やかに形式上の審査を行って適法なものは受理とし、適法でないものは不受理とします。届出を適法でないとして不受理とすることが出来る場合は、次に記載されている 4 つの場合となりますので、ご確認をお願いいたします。

次に事務処理について、第 3 条、農業委員会事務局長は、届出書の提出があった場合には、直ちに受理又は不受理の決定に係る事務を行い、受理又は不受理の通知書が遅滞なく届出者に到達するように処理する。この場合、不受理の通知書には、届出書を受理しないこととした理由を付するものとする。

次に、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会において報告するものとします。

議案の説明は以上となります。議長、休憩をお願いします。

議長

休憩します。

休憩 午後 3 時 55 分

事務局

ここからは少し補足説明があります。この議案第 1 号「農業委員会事務局長の

専決事項について」は、農業委員が入れ替わる都度、3年に1回総会に諮っております。3年前も6年前も農業委員の入れ替わりのあと、第2回目の総会で議案としてあがっておりましたので、今回も同様に第2回の総会にあげましたけれども、事務処理上、第1回の臨時総会にてあげたほうが効率がよかったと今感じているところでございます。この専決事項に関する議案については、今後は、例規のほうで「農業委員会庶務規程」がありますので、そこに事務局長の専決事項について規定するなども含めて、皆様と相談しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、この専決事項については、3年前に承認いただいたものと変更はありません。同一の内容となっていることをご報告いたします。補足説明は以上となります。

再開 午後3時56分

議長

再開します。

事務局の説明が終わりました。議案第1号に対して委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8番委員挙手)

はい金城委員。

8番委員

この専決事項なんですけど、これは法的なものですか。法的なものではないんですか。地方自治法とか農地法とかで普通、専決できるという項目があるじゃないですか。それではなくて。その辺があれば、それを説明したほうがいいかなと思って。何でこうするのか。専決がすぐできるというのがあるんじゃないですか。それに基づくものなのか。それに基づくものじゃないから、こうして総会に諮るというものなのか。専決処分って聞いたらあるさ。議会で専決処分できるというのが。長が。だから、これは法に基づくものなのか。法に基づかないからこれをやるのか。基づくんだったら、こう説明してほしい。

事務局

ちょっと資料を持ってきますので、少々お待ちになってください。

議長

休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時07分

議長	再開します。
事務局	専決処分についてですけれども、通常法律に規定されているものがあるんですが、今回上げるものに関しては法律上規定されていないので、専決処分を議案として上げているところでございます。
8 番委員	はい、了解。
議長	これより採決します。議案第 1 号、現況証明の可否の決定及び市街化区域内農地の転用届の受理または不受理の決定については、農業委員会事務局長に専決させることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、議案第 1 号、現況証明の可否の決定及び市街化区域内農地の転用届の受理または不受理の決定については、農業委員会事務局長に専決させることに決定しました。 次に議案第 2 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。 休憩してから説明してもらいましょう。よろしくお願いします。 休憩 午後 4 時 13 分 再開 午後 4 時 26 分
議長	再開します。
事務局	それでは、議案第 2 号「買受適格証明に係る許可申請等の許可等について」説明をいたします。 お手元の議案書の 16 ページから 18 ページをご覧くださいと思います。 議案第 2 号「買受適格証明に係る許可申請等の許可等について」、農地の買い受け適格証明に係る許可申請書等の許可等の他、当該証明に係る事務処理について、次のように取り決めたいので提案をいたします。17 ページをお開きください。 買受適格証明を受けた者が行う農地法上の許可申請等の手続等について。方針としては、本市農業委員会は、買い受け適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して沖縄県知事に送付する議決を行った場合において、当該買受適格証明を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の

申請書または届出書を提出した場合、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、総会での審議、裁決を省略して許可をし、届出を受理し、又は同旨の意見を付して沖縄県知事に送付して差し支えないものとする。

また、許可申請書、届出書等に添付すべき書面で、当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書又は届出書等の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとする。

また、許可申請書、届出書等に添付すべき書面で、当該買受適格証明願に添付して提出された書面については、許可申請書又は届出書等の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとする。

理由としては、以下のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて 18 ページをご覧ください。こちらは一度、審議、裁決した案件に係る買受適格証明願の不受理について。

方針としましては、本農業委員会は、総会において買受適格証明に係る審議、裁決を行った場合において、後日同じ案件に係る買受適格証明願が提出されても受理しないものとする。

理由としましては、買受適格証明は、農地の競売等に参加するために必要となるものであるが、当該競売等については新聞又はインターネット等において情報が公開されることから、当該競売に参加する意志を持ち、かつ買受適格を有する証明の発行を願い出る者は、当該競売の入札期間等を十分考慮し、時期を逸することがないように、本農業委員会に買受適格証明願を出す必要がある。仮に、総会で買受適格証明に係る審議、裁決が終了した後に、同じ案件に係る買受適格証明願が提出され、後日、臨時総会等を開催して同じ案件について審議、裁決を行うようなことは、事務の公正、公平な執行に支障をきたし、農業委員会に必要以上の負担を負わせるものと認められるため、一度総会において買受適格証明に係る審議、裁決が行われた案件については、当該案件に係る買受適格証明願が出されても受理しないものとする。

以上で議案第 2 号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 2 号に対する委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。これより採決します。議案第 2 号「買受適格証明に係る許可申請等の許可等に

ついて」は、事務局の説明のとおり事務処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 2 号「買受適格証明に係る許可申請等の許可等について」は、事務局の説明のとおり事務処理することに決定しました。次に議案第 3 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 3 号について説明いたします。議案書の 19 ページから 28 ページとなります。

では、議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、4 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字保栄茂 551 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字座安 352 番 2、353 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字与根 32 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号の全部効率利用要件について調査票では「しない」となっておりますが、疑義がありますので農業委員の皆様のご判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容については後ほど説明いたします。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 28 ページをお開きください。

申請のありました、豊見城市字我那覇 592 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、高安委員から報告をお願いいたします。

高安推進委員

それでは、令和 5 年 10 月 17 日に行いました現地調査の結果について報告しま

す。

整理番号 1 番及び 2 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 4 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び経営地の一部を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。しかし、経営地の与根 120 番 1 の現況については、別添資料のとおりとなっておりますのでご覧ください。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局

ただいま報告のありました整理番号 3 番につきまして、補足いたします。

こちらは資料で。この資料を追加でお配りしているんですけども、ご確認いただけますでしょうか。

こちら当該経営地は、平成 30 年 11 月から令和 10 年 11 月まで、農地法第 3 条に基づき賃貸借契約を行っているため、申請人が当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければなりません。

当時賃貸借契約を締結した土地所有者 A さんは申請人からすると叔父にあたり、A と申請人は親族となっております。なお、A さんは既に他界されているため、賃貸借契約は相続人の方に承継されることになります。

そこで事務局のほうから申請者に聞き取りをしたところ、こちらが相關図になっているんですけども、A さんの所有している不動産に関して契約等をおこなったんですけども、その契約の内容で、遺族の間で訴訟が起きてしまって、現在、高等裁判所に控訴中ということでした。そのため、A さん側の遺族から裁判が解決するまでは耕作は中止するようにとの申し出があったとのことです。本来であれば農地法に基づいて、申請者が当該農地を管理する必要がありますが、A さん側とは親族関係ということもありまして、今耕作することは関係性が悪化することを懸念して、今回の申請地を代替地として耕作をしたいということでの申請でありました。

なお、農地法第 18 条に基づいて合意による解約ということもできます。それも検討したんですけども、こちら民法第 252 条によって A さんの相続の持分の過半数以上の方から同意を得る必要があります。しかし、その際、A さんの配偶者の方が 2 分の 1 の権利を有していますので、その配偶者の方からの同意というのが最低限必要ということになります。そうなんですけれども A さんの配偶者が認知症を患っておりまして、そのため成年後見人制度というものを利用する必要があります。あるんですけども、現在、遺族間で係争中というこ

	ともありまして、後見人を立てるとなった場合は相当な期間が必要になってくるというお話でしたので、できるだけ早く代替地として、今回申請している土地を取得したいというご相談でした。事務局からの説明は以上となります。
議長	ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。 議案第 3 号について、1 件ずつ審議します。 初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。はい、上原委員。
2 番委員	借主は新規就農ですよ。1,599 m²なんですけど、賃借権 3 年間の短い期間だと思うんですけど、借りる人、貸す人の間でもう少し長く相談できなかったのかなとか。せっかく 3 年というのは慣れる頃なので、もう少し長い期間で契約してもらいをお願いするとか、やってもらうのはいかがでしょうか。ここに申請しなくてもいいんですけど。3 年ということは 500 坪。従事日数が 160 日、約半分なので、もう少し頑張っしてほしいとか、せっかくの新規就農なので、もう少しやる気を見せてほしいなと思います。以上です。アドバイスをお願いします。
事務局	その辺、本人にお伝えしたいと思います。
議長	ほかにいらっしゃいますか。 (3 番委員挙手)
3 番委員	ほかにこの方はお仕事をされているんですか。
事務局	今、農業を始めるということで、農業の就農支援というんですかね。その研修を受けていて、それを卒業して今回、自分で独立して始めるということです。
6 番委員	すみません、借主に関しては私のほうにも以前相談があったことなんです。私のほうから紹介して、今の研修先で研修をやってもらったという経緯があります。2 年間の研修を経て、今回貸主の畑を借りるということで、その話も聞いております。貸主のこの畑に関しては以前、私が借りていた畑なんです。なので事情もよく知っているんですけども、息子さんとのお話だったんですけど、私のときは。あまり長く貸したくないとか、要は全然私と面識がな

かったので、信頼関係がつくれていない。なので短期で最初は借りて、よければまた長く借りようねという話を以前もしていました。だから、同じような形だと思うんですけども。借主のほうも研修が 10 月いっぱい終わるということですので、その後はもっと畑のほうに長く従事できるようになるかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございます。ほかにいらっしゃいませんか。
これより採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 4 時 41 分

再開 午後 5 時 08 分

議長

再開します。

整理番号 3 番です。農地法第 3 条第 2 項の第 1 号の全部効率利用が認められないということで、不許可にすることによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

では不許可で決定しました。

最後に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

次に議案第 4 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 30 ページをお開きください。

議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 31 ページから 34 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字田頭 122 番、転用目的は貸駐車場兼資材置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

申請地は、田頭地区の農振地域に近接し、農街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。現場は令和 5 年 12 月に 5 条許可が下りておりましたが、転用事業者の事情で転用行為ができなくなり今回、報告第 4 号許可の取消し願いが出されております。しかし本来、取消後に再度申請をしていただき許可を取らないといけないところを、地主さんが許可が下りていると勘違い造成しており、既に整地済みとなっております。違反転用案件として始末書を受領しております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 4 号について、説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 4 号について審議します。

整理番号 1 番について質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 5 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 36 から 37 ページをお開きください。

議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、9 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 38 ページから 41 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字与根 76 の 7、76 の 13。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして、整理番号 2 番につきまして 42 ページから 45 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字与根 212 の 11。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 3 番につきまして 46 から 49 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字翁長 869 の 5、869 の 36、869 の 37、869 の 38、869 の 39。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 4 番につきまして 50 から 53 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 15 の 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしてい

ると考えられます。

整理番号 5 番につきまして 54 から 56 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字与根西中原 225 の 16、225 の 17。転用目的は店舗建設。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 6 番につきまして 57 から 60 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字与根 311 の 2。転用目的は駐車場兼資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 7 番につきまして 61 から 64 ページをご確認ください。

申請のあった土地は、豊見城市字金良 426 の 1。非農用地区域になっております。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして整理番号 8 番につきまして 65 から 68 ページをお開きください。

こちらは整理番号 7 番の上の近接するところにあります。申請のあった土地は、豊見城市字金良 428 の 1。こちら是非農用地区域となっております。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして整理番号 9 番につきまして 69 ページから 70 ページをお開きください。

こちらは先ほど 3 条申請の件で付議された道路の一部になってきます。申請のあった土地は、豊見城市字与根 32 の 2。転用目的は鶏舎。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続きまして現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番につきまして 38 ページから。こちらは与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっており、現場は耕起されておらず、遊休地状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続きまして整理番号 2 番は 42 ページをお願いいたします。こちらは与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。今回の申請は自動車工場の駐車場としての利用となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番につきまして 46 ページをお願いいたします。こちらの申請地は、

翁長地区の市街化地域に近接し、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（めぐみの森保育園、豊見城南高校）が設置された農地となっております。現場は既に造成されており、違反転用案件として始末書を受領しております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地について 50 ページをお願いいたします。申請地は、瀬長地区のレンタカー業の敷地の中になっております。街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。こちらも既に造成された違反転用案件として始末書を受領しております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番につきまして 54 ページをお開きください。申請地は、与根地区の住宅地域に近接しており、農地の広がり 10ha 未満の農地となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 6 番の申請地について 57 ページをお開きください。こちらの申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休地状態となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて整理番号 7 番の申請地について 61 ページをお開きください。こちらの申請地は、饒波土地改良区の非農用地区域となっております。現場は遊休地状態で雑草が繁茂している状況となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 8 番の申請地について 65 ページをご覧ください。こちらの申請地も饒波土地改良区の非農用地区域となっております。こちらは既に造成されて駐車場として使用されておりました。こちらも違反転用案件として始末書を受領しております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 9 番の申請地につきましては、与根の農用地区域の農地となっております。現場は既に過去に牛舎が建築されており、違反転用案件として始末書を受領しております。今回は鶏舎としての転用目的となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問

題ないと考えられます。

議案第 5 号について、説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 7 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。金城委員。

8 番委員

7 番と 8 番はちょっと理解できていないんですけど。これ許可の判定は何ですか。

事務局

農地区分として、第 1 種農地といって基本的には原則不許可の農地となっております。ただし、37 ページの備考のほう、あと地図の 61 ページにも書いてあ

	るんですが、許可の例外があって、今回クリーニング屋、上の京都やクリーニングさんがあるんですけども、既存施設の拡張というところであれば、第 1 種農地でも不許可の例外として、今回許可を認めることができる可能性があるということになります。
8 番委員	可能性がある。428 の 3 がクリーニング屋なんでしょう。これ駐車場として。
事務局	428 の 3 は浄化槽ですね。クリーニング屋さんの。
8 番委員	浄化槽。
事務局	ですね。
8 番委員	今回のものは、これは既存施設の拡張になるわけ。
事務局	はい。一応県のほうにも事前に確認して。
8 番委員	ここは非農用地でしょう。
事務局	非農用地です。
8 番委員	非農用地だから、将来的には宅地になるんじゃないの。
事務局	一応その、はい。
8 番委員	だから、非農用地だけでも、今農地として見なすと。
事務局	そうです。
8 番委員	そういうこと。
事務局	転用も必要になってきます。今、土地改良区の清算法人になっているんですけど、今意見の回答のほうもちょっと遅れているんですけども、依頼しているところであります。ただ今、口頭では駐車場であれば特に問題ないということで、話をしています。

8 番委員	非農用地でも農地に適用するということで。
事務局	そうです、はい。
8 番委員	前回、428 の 3 は例外許可で。
事務局	そうですね。ここの既存施設の拡張ということで、例外許可をもらっています。このクリーニングの敷地面積が 1,654.99 ということになっていまして、既存の施設の拡張というのは 1,654 の半分。2 分の 1 ですね。ここまでは認められるということになっています。なので今回 298 と 322 です、620 になりますので、2 分の 1 にはまだ満たしていないというところになるので、今回この既存の施設の拡張というところで、判断しております。
議長	ほかにいらっしゃいませんか。金城委員、いいですか。
8 番委員	整理ができていないけど。だから非農用地で将来的に宅地になるのに、今これを農地法でやるというのがちょっと理解できない。饒波地区にはここだけじゃなくて、饒波の集落地区もあるじゃない。
事務局	あちらも、もう駐車場として転用している。資材置場だったり、過去にも。
8 番委員	だから、非農用地って将来的に宅地になる見込みで、そういうのは全部解除されているのではないの。そこが理解できない。
2 番委員	ここは第 1 種じゃないの。
8 番委員	だから第 1 種として残っている。
事務局	第 1 種の非農用地。
8 番委員	だから土地改良したときに、ここは宅地にしますよということで、全部解かれているのかなと思ったんだけど。そうじゃないの。
事務局	非農用地であってもですね、もともと住宅を建てる用として土地改良というか、やっているはずなんですけれども。

8 番委員	だから目的がそれでしょう。
事務局	はい。目的がそもそもそうなんですけれども。住宅を建てる際にも転用が必要になるんです。
8 番委員	だから法的に、まだ土地改良でやっているから、登記簿上は農地で残っているわけでしょう。だから転用が必要なんだよね。
事務局	そういうことです。
8 番委員	でも、将来の目的は宅地じゃない。その宅地目的で非農地ということで生み出しているわけだから、もうこういう転用というのは容易かなと思ったんだけど。違うの。
事務局	まあ……。
8 番委員	だって目的が宅地になるんだよ、将来的に。それで認めて造成しているんだよ。だけど農地法をかぶっているということ。
事務局	そうですね。登記簿上畑であれば、どうしてもかかってしまう。
議長	よろしいですか。
8 番委員	はい。
議長	ほかにいらっしゃいませんか。 これより採決します。 整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことです。整理番号 7 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、整理番号 8 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 8 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として、沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

整理番号 9 番に行く前に休憩します。

休憩 午後 5 時 08 分

再開 午後 5 時 08 分

議長

再開します。

整理番号 9 番については、議案第 3 号の整理番号 3 番と関連することから、不許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 9 番は、不許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 6 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 74 ページをお開きください。議案第 6 号「一時転用承認申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなっております。申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番及び 2 番につきましては、今回 2 件の申請となっておりますが、一体利用ということで併せてご説明させていただきたいと思います。75 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 1123 の 3、1126 の 2、1235 の 1。転用目的は残土置き場。当該申請地は農地法第 5 条第 1 項第 1 号の許可を要しない転用に該当し、事業完了後の農地への復元が見込まれることから承認相当ではないかと思われます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番及び 2 番の申請地について、保栄茂地区の農用地区域の農地となっております。現場は耕作されていない遊休農地となっております。

	議案第 6 号について、説明は以上となります。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第 6 号は整理番号 1 番、2 番とも一体利用されているとのことですので、まとめて審議をします。 整理番号 1 番、2 番につて、質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認め、これより採決します。 整理番号 1 番、2 番につては、条件を付して承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので整理番号 1 番、2 番については、条件を付して承認することに決定しました。 次に議案第 7 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 7 号についてご説明します。ページは 82 ページをご確認ください。 議案第 7 号「非農地証明願について」、去った 10 月 18 日に上原啓一委員、比嘉強委員、班長の宇地原、私長嶺の 4 名で現場を調査し協議を行ってごさいます。調査状況について、上原啓一委員のほうからご説明よろしくをお願いいたします。
2 番委員	それでは、整理番号 1 番について説明します。議案書 83 ページをお開きください。 願い出のあった土地は豊見城市字高嶺 561 番 1。面積は合計 1,751 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野に隣接、樹木は密、高さは普通、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「広く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。 調査員の意見としまして「10 年以上前から原野の様相を呈しており、土地の位置、周辺地域の状況から今後も農地への復元・利用は困難であり、適当でない」と考えます。このことから、願い出地は議案書 90 ページ「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

次に整理番号 2 番について説明します。議案書 86 ページをお開きください。
願い出のあった土地は豊見城市字瀬長 151、156、159、160、161、162、163、
165、167、168、169、170、171、172。面積は合計 4,049 ㎡となっております。
調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表
土、土質等は「進入不可のため不明」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況
は「原野に隣接、樹木は密、高さは高く、雑草は密」。また、周囲は「原野」で
広がりとしては「広く」、土地利用計画等は「市街化調整区域内」となっており
ます。

調査員の意見としまして「20 年以上前から原野の様相を呈しており、土地の位
置、周辺地域の状況から今後も農地への復元・利用は困難であり、適当でない」
と考えます。このことから、願い出地は議案書 90 ページ「非農地判断基準」
の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況
「原野」として証明相当だと考えられます。

議案第 7 号について説明は以上です。

議長

事務局と委員の説明が終わりました。議案第 7 号は 1 件ずつ審議します。
初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手を
してから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 1 番について、現地確認調査書のとおり非農地証明は、証明相当とす
ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 1 番については、現地確認調査書のとおり
非農地証明は証明相当とすることに決定しました。
次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をし
てから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番については、現地確認調査書のとおり非農地証明は、証明相当と
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 2 番については、現地確認調査書のとおり
非農地証明は証明相当とすることに決定しました。

	これより報告案件に入ります。初めに、報告第 1 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 1 号「農地転用後利用状況の報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上となります。
議長	ただいまの報告第 1 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 2 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 2 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 2 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 3 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 3 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、今回 1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 3 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 4 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の 8 ページをご確認ください。報告第 4 号「農地法許可の取消し願いについて」、1 件ございました。これは先ほどの 4 条許可の申請と関連しているものでございます。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 4 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手を

してから質疑をお願いいたします。
質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 5 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局
それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 5 号「現況証明願いについて」、6 件ございました。内容を確認の上、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長
ただいまの報告第 5 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑がないようですので、進行します。
次に、報告第 6 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局
それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 6 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長
ただいまの報告第 6 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑がないようですので、進行します。
休憩します。

休憩 午後 5 時 22 分

再開 午後 5 時 22 分

議長
再開します。
以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。
これで本日の農業委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 5 年 10 月 26 日（木）

午後 5 時 22 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子

4 番委員

比嘉 強

5 番委員

金城 朝之